

(仮称) 津市行政の公正公平の確保に関する条例制定の考え方について

1 概要

(1) 経緯

本市においては、特定の自治会への不適切な事務執行などが明らかとなり、その職務の執行に疑惑を生じさせ、市民からの信頼を大きく損なったことへの反省を踏まえて、各種対策に取り組んでいるところです。

この件に関する調査で明らかになったのは、本市は外部からの有形無形の圧力に対し、公正公平な行政を執行できる組織としての体制を十分に整えることができていなかったということです。そのため、本市は二度とこのような不適切な事務執行などが行われないように組織体制の強化に取り組み、透明性の高い公正公平な市政を確保するために、全ての職員が今回の件を真摯に受け止め、相当の覚悟をもって市民からの信頼回復に取り組めます。

このことから、透明性の高い公正公平な市政を確保するため、(仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例を制定しようとするものです。

(2) 目的

市行政が透明性の高い公正公平な市政運営を確保するために必要な事項を定めることにより、本市の健全な発展に資することを目的とします。

(3) 基本的事項

- ア 津市の責務等
- イ 基本的施策
- ウ 組織体制の保持

2 ポイント

(1) 津市の責務等

ア 市行政の責務

市行政は、市民全体の奉仕者としてすべての市民と平等に接し、特定の人物を特別扱いするなどの取扱いをせず、不当要求行為に応じることなく、透明性の高い公正公平な市政を確保することを責務として定めます。

イ 職員の責務

職員は、高い使命感及び倫理観を持ち、市民全体の利益を考え、公正公平な職務を遂行することを責務とします。また、社会規範や法令等を遵守することで、コンプライアンス意識を確立し、保持することも定めます。

なお、この規定は市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者にも準用するとともに、職員倫理に関して必要な事項は規則で定めます。

ウ 市民の理解及び協力

市民は、市行政の責務について御理解をいただくとともに、市行政の公正公平な市政の遂行に御協力をいただくように定めます。

エ 自治会その他の市民活動団体の理解及び協力

市行政にかかわる自治会その他の市民活動団体の関係者は、団体の目的を達成するために要望等を行おうとするときは、市行政の責務について御理解をいただくとともに、良識のもと誠実かつ秩序正しい言動に努め、もって公共の利益の増進に御協力をいただくように定めます。

(2) 基本的施策

職員は、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、正当な理由なく特定の者に対して便宜又は利益を図ることなく慎重かつ適切に対応しなければならないことを定めます。

また、要望等を受けたときは、その内容を記録することを義務付けるほか、記録等に関して必要な事項は規則で定めます。

さらに、これまでは要綱で規定していた不当要求行為等の防止及び公益通報に関して定め、それぞれの詳細な事項は規則で定めます。

(3) 組織体制の保持

市行政は、不当要求行為等に対する機構的な備えを維持し、公正公平な市政を遂行する組織体制の保持に努めることを定めます。

3 今後の対応

令和3年8月11日から（仮称）津市行政の公正公平の確保に関する条例に係るパブリックコメントによる意見募集を行います。その後、当該条例の制定についての議案を令和3年第4回津市議会定例会へ提出する予定です。

(仮称) 津市行政の公正公平の確保に関する条例 (案)

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 津市の責務等 (第2条―第5条)
- 第3章 基本的施策 (第6条―第8条)
- 第4章 組織体制の保持 (第9条)
- 第5章 雑則 (第10条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市行政が透明性の高い公正公平な市政運営を確保するために必要な事項を定めることにより、本市の健全な発展に資することを目的とする。

第2章 津市の責務等

(市行政の責務)

第2条 市行政は、市民全体の奉仕者としてすべての市民と平等に接し、特定の人物を特別扱いするなどの取扱いをせず、不当要求行為（暴力、脅迫又は乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要望等を実現しようとする行為をいう。以下同じ。）にも応じることなく、透明性の高い公正公平な市政を確保するものとする。

(職員の責務)

第3条 職員は、高い使命感及び倫理観を持ち、市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行するものとする。

2 職員は、社会規範及び法令等を遵守することで、コンプライアンス意識を確立し、保持するものとする。

3 前2項の規定は、市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者に準用する。

4 職員倫理に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の理解及び協力)

第4条 市民は、第2条の市行政の責務（以下「市行政の責務」という。）に

について理解し、市行政の公正公平な市政の遂行に協力するよう努めるものとする。

(自治会その他の市民活動団体の理解及び協力)

第5条 市行政にかかわる自治会その他の市民活動団体の関係者は、団体の目的を達成するために要望等を行おうとするときは、市行政の責務について理解し、良識のもと誠実かつ秩序正しい言動に努め、もって公共の利益を増進するものとする。

第3章 基本的施策

(要望等への対応)

第6条 職員は、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、特定の者を特別に扱うことを求める要望等に対しては、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることなく慎重かつ適切に対応しなければならない。

2 職員は、要望等を受けたときは、市政運営の透明性確保のため、その要望等の内容を記録しなければならない。

3 要望等の記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等)

第7条 何人も、職員に対し、不当要求行為その他公正な職務を阻害する行為(以下「不当要求行為等」という。)を行ってはならない。

2 職員は、不当要求行為等があったときは、組織的に対応するなどして、これを拒否しなければならない。

3 不当要求行為等に関し必要な事項は、規則で定める。

(公益通報)

第8条 職員等は、本市の事務事業に関し、違法又は不当な行為であって公正な市政の遂行を阻害する事実又は阻害するおそれがあると思料するときは、公益通報することができる。

2 公益通報に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 組織体制の保持

(組織体制の保持)

第9条 市行政は、不当要求行為等に対する機構的な備えを維持し、公正公平な市政を遂行する組織体制の保持に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則で定めることを検討している主な内容

1 職員倫理

職員倫理の保持をするため、職員は、贈与等を受けるなどして市民から疑惑や不信を招くような行為をしてはならないことなどについて規定します。

- (1) 利害関係者から、金銭、物品等の贈与を受けるなどの市民から疑惑や不信を招くような行為（一部の例外行為を除きます。）を禁止行為として規定します。
- (2) 利害関係者以外の者であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて規則で定める禁止行為をしてはならないことを規定します。
- (3) 職員が規則に定める禁止行為に違反する行為をした場合は、調査等を行うなどして事実の確認をし、その内容に応じて懲戒処分等の措置を行います。

2 要望等への対応

寄せられた要望等については、形式のいかんを問わずにその内容を記録することを職員に義務化するなど組織的対応を図ります。

- (1) 職員は、要望等の形式が口頭や電話等の文書によらないものである場合においても、その内容を記録することを義務化し、組織的に共有します。ただし、要望等の内容が即時対応すべきものや軽微なものである場合は記録を省略できるものとします。
- (2) 一定の公職にある者（国会議員、地方公共団体の議会の議員、他の地方公共団体の長等）及び自治会その他の市民活動団体の関係者からの文書によらない要望等については、すべて記録することを義務化し、必要がある場合は相手方に、記録する要望等の内容の確認を求めます。また、要望等のうち公正公平な市政運営に重大な影響を与えと思料されるものについては、市長に報告し、公表します。

3 不当要求行為等

不当要求行為等があった場合の対応を強化するため、これまでは要綱で規定していたものを条例に基づく規則に位置付けます。

- (1) 職員は不当要求行為等を受けた場合、その内容を記録し、所属長に報告しなければならないこととします。また、内容に応じて所管の警察等の関

係機関に相談等をすることを規定します。

- (2) 市長等は必要があると認める場合は、不当要求行為等を行っている者に対して文書で警告を行うこととし、警告を行ったにもかかわらず不当要求行為等が引き続き行われる場合は当該行為者の氏名等を公表することができるものとします。なお、公表をする前に当該行為者に対して意見を述べる機会を付与します。
- (3) 不当要求行為等防止対策として、各課等の所属長を不当要求行為等防止対策責任者に指名し、内部統制室と協力して防止対策を講ずることとします。

4 公益通報

本市の事務事業に関して法令等に違反する事実等があった場合に、職員等が通報しやすい仕組みにし、これまでは要綱で規定していたものを条例に基づく規則に位置付けることで、公益通報者の保護を強化し、より実効性の高い公益通報制度にします。

- (1) 本市の事務事業に関して法令等に違反する事実等があった場合は、文書又はその他適切な方法によって公益通報ができることを規定します。
- (2) 公益通報は原則実名で行わなければならないこと、また、他人の正当な利益等を害する目的で公益通報することはできないことを規定します。
- (3) 職員等は公益通報を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定します。

5 津市公正職務推進委員会

不当要求行為等や公益通報があった場合に、助言、指示等を行うため津市公正職務推進委員会を設置します。委員会は内部委員で構成し、必要に応じて識見を有する者に意見等を聴くこととし、外部からの助言も参考にして事案の解決を図るものとします。

- (1) 委員会は不当要求行為等や公益通報があった場合に、事案の確認をするために調査等を行います。
- (2) 委員会の庶務は内部統制室が担当します。

(仮称) 津市行政の公正公平の確保に関する条例制定後の処理ルート

